

インドネシア国立文書館所蔵オランダ時代 史料について—日本関係文書を中心に—

松井 洋子

はじめに

2000年は日蘭交流400周年にあたり、日蘭両国の各地で関連の展示をはじめさまざまな催しが行われ、また研究書も多数刊行された。それらの中でオランダ語史料として必ず用いられるのがオランダ国立中央文書館 (Algemeen Rijksarchief 以下 ARA) 所蔵の文書である。近世の日蘭関係に関わるオランダ語文書は、主に、初期には平戸後には長崎出島の日本商館、オランダの東インドにおける最高機関であるバタフィアの政庁、そしてオランダ本国の間でやり取りされており、そのうち日本(出島)商館文書⁽¹⁾と、日本からバタフィアを経由して本国に送付された文書⁽²⁾が、ARAには所蔵されている。一方、バタフィア政庁が作成あるいは受領し、保管していた文書を収蔵したのが、インドネシア国立文書館 (Alsip National Republik Indonesia 以下 ANRI) である。

1999年6月末、東京大学学術交流奨励資金の援助を受けてANRIを訪問し、その現状を見ることができた。以下本稿では、その現状について報告し、また東京大学史料編纂所の事業を含むANRIにおける日本関係史料調査の経過を整理するとともに、同館所蔵の日本関係史料がどのような性格のものであるかについて、若干の考察を加えたい⁽³⁾。

I インドネシア国立文書館の歴史と現状

インドネシア国立公文書館 (ANRI) は1892年、オランダ統治下の一地方文書館 (Landsarchief) として成立した。独立後インドネシア政府に引き継がれ、現在ジャカルタの文書館の他に、9つの分館がある。同館は1925年以来1777年に建てられた旧総督邸の通称ガジャマダハウス (以下旧館) に置かれていたが、1979年、近代的な現在の建物に移転し⁽⁴⁾、最近敷地内に研究施設を含む新館が完成した。

所蔵されているのは、オランダから引き継いだ、オランダ東インド会社 (VOC) 文書・イギリス占領時代文書 (1811-1816) ・オランダ領東インド政庁文書・地方文書 (多くはオランダ語、1930年代に地方から移送) に加え、独立後の公文書、オーラルヒストリーのテープ、ビデオ史料などである。同館が所蔵する1941年以前の文書については、ユネスコと国際文書館評議会 (ICA) のプロジェクト Guide to the Sources of the History of Nations の一環として出された *Arsip Nasional RI Guide to the Sources of Asian History, vol. 4: Indonesia* (1989) に概要が示されている。お

そらくこのガイドの作成の前提として、1970年代から80年代に、文書の整理と目録作成が同館を挙げて行われたものと思われる。旧館時代から引き継がれた文書は既に目録化を終え、現在は、かつてボゴールに置かれていた19世紀後半以降の文書を整理中とのことであった。閲覧室のレファレンス・カウンターには、1から103までの番号を打った分類（機関名や地名）毎のタイプ打ちの目録（一部を除き未刊行）が置いてあった。表1は、その分類を示したものである。書庫内は、番号順ではないが、原則的にはこれらの分類毎に文書が配列されているように見えた。

〈表1〉 ANRI 作成の分類別目録一覧

1	Banten	36	Aceh	71	Regeering
2	Tangerang	37	Palembang	72	Nicolaas Engelhard
3	Batavia	38	Bengkulen	73	Amphioen
4	Krawang	39	Lampung	74	Vendoe
5	Buitenzorg	40	Riou	75	Financien
6	Preanger Govenlanden	41	Bangka	76	Justitie
7	Cirebon	42	Biliton	77	Raad van Justitie
8	Tegal	43	Banda	78	Schepenen
9	Pekalongan	44	B. Z. O	79	Boschwezen
10	Semarang	45	B. W.	80	Muntwezen
11	Kedu	46	Buitenland	81	Reizen
12	Bagelan, Magelang	47	Japan	82	Handel & Scheppyard
13	Banjoemas	48	Kleine archieven / Pasar Ikan	83	Statistiek
14	Jogjakarta	49	Archieven Financien (I)/ Pasar Ikan	84	Medica
15	Surakarta	50	Archieven Financien (II)/ Pasar Ikan	85	Realia
16	Madiun	51	Residentie archieven / Pasar Ikan	86	Varia
17	Kediri	52	Archieven Cultures / Pasar Ikan	87	T. B. (Testamenten)
18	Jepara	53	Archieven Cultures / Pasar Ikan	88	Afg. Patrisia Miss.
19	Rembang	54	Wees en Boedelkamers / Pasar Ikan	89	Afg. Indische Brieven
20	Surabaya	55	E. T / engelsch tussen bestuur	90	Wees kamer
21	Juana	56	XXX	91	B. S. (Burgerlijke Stand)
22	Pasuruan	57	Kerk / Diaconie	92	Stamboeken
23	Besuki	58	Gewone Resolutie	93	Familie Papieren
24	Probolinggo	59	Secreet Resolutie	94	Conduite staat
25	Pacitan	60	Geheim Resolutie	95	Notariat
26	Banjoewangi	61	Bijlage Resolutie	96	Notulen
27	Madura	62	Minuut Resolutie	97	Korte Notulen
28	Bali	63	Dagregister	98	Geheim Notulen
29	Ambon	64	Collegie van Heemhaden	99	Raad van Indie (1837-1889)
30	Ternate	65	Comisaris Generaal	100	Kabinet
31	Menado	66	Militaria	101	Besoignes
32	Makasar	67	Marine	102	Instructie
33	Gorontalo	68	Koop Brieven	103	Binnenlands Bestuur
34	Timor	69	Placaat Boekn		
35	S. W. K.	70	Inlandsche Zaken		

1999年7月現在閲覧室で使用のもの（揭示より）

Ⅱ オランダ支配時代の文書の伝存

オランダの連合東インド会社 (Verenigde Oostindische Compagnie 以下 VOC) の時代、各出先機関及びバタフィア政庁は毎年膨大な数の帳簿や日記、書翰等の文書を作成していたことが知られる。その一部は毎年の帰国船団で本国へ報告のため送付されたが、残りはバタフィア及び出先機関に保存されていた。1882年、後に初代館長となるファン・デル・シェイス (Chijs, J. A. van der) は、『バタフィア地方文書館目録 (1602-1816)』と題する目録を刊行した⁽⁵⁾。同目録によれば、バタフィアでは、18世紀前半から文書の保存が悪く傷んだり散逸したりしていることが指摘されていた。18世紀後半にはもはやバタフィア城内には年々増え続けるこの書類の置き場がなくなった。当時の政庁は秘密保持を大原則としていたので、文書を城外へ出すことは考えられず、むしろ余分なものを廃棄する方法を採り、複本の焼却が行なわれたという。さらに、VOCの解散後、1810年代頃に文書が城内から運び出され、様々な悪条件の場所に収納されたため、破損や紛失などの大きなダメージを受けたとされる。VOC時代の文書の本格的な整理保存の体制が取られたのは、19世紀後半であり、1860年にシェイス等が調査を開始した⁽⁶⁾。

シェイスの目録は、東インド会社が成立した1602年からその解散を経てイギリスによる占領時代の終わる1816年までの史料を対象に、作成地によってⅠ Stukken uit Patria (本国よりの文書)、Ⅱ Indische Stukken (東インドの文書)、Ⅲ Buitenland (外地)、の三つの章に分けて記述している。前述のANRI刊行のガイドには随所に「シェイスの目録も見よ」、という注記があるが、シェイス目録に記載されたある史料が現在どの分類に入っているかの対照は必ずしも容易ではない。

VOC時代の文書についての、ARAにあるものとANRIにあるものの関係、そしてANRI所蔵文書の特徴についてのオランダ側の見解としては、ARAの『VOC文書目録』にスロット氏が書かれた解説に、バタフィア城日誌などARAにない史料が存在する一方、決議録、書翰集などいくつかの文書群はARAにあるものの方が充実していることが指摘されている⁽⁷⁾。一方、ANRI訪問時に館長のムクリス・パエニ氏、副館長のジョコ・ウトモ氏のお話を伺ったが、彼等はANRI文書の特徴として、当時のVOCのアジアにおけるヘッド・クォーターの一括文書であること、そしてオリジナルの文書が多いことをあげていた。ANRIにだけあるものとしては、前述の日誌とともに布告集 (plakaatboeken) があり、いずれもシェイス等によって活字化されている。決議録は、オランダに送られたものの方が揃っているとされるが、ANRIには、決議録とともに別冊に仕立てられた附属文書 (bijlagen) が大量に残っている。日本商館をはじめ各地出先からの文書などは、目録に現われる限りでは、さほど多くない。

シェイスが目録の下限とした1816年以降も、バタフィアはオランダ領東インドの支配拠点であり、総督および諸機関の文書が作成蓄積され続けた。公証人役場の文書、地方支配に関する文書も、相当数がANRIに集められている。VOC時代の諸機関の多くは、オランダ東インド政庁のもとで改組や統合を経ながらも生き残り、その文書が、むしろ継続的に残っている点にANRI所蔵文書の特徴のひとつがある⁽⁸⁾。

ANRIに所蔵されているオランダ支配時代の文書は、かなり傷んだものを含んでいる。現在は空調の整った書庫に保管されているものの、長年の高温多湿に加え、旧館時代何度も洪水の被害に遭っているためか、概して同時代に同地で作成されオランダに保存されている文書に比べ著しく状態が悪い。若干の水損、虫損も見られるが、主要な損傷はインク焼けによるものらしい。イ



ンク部分に穴があく、紙全体が茶色に変色し、バリバリに割れる、インクの質によっては色がとんで判読が難しいなど、ANRI 所蔵の VOC 文書の約20%が劣化損傷を受けている由。日本から送付された和紙に墨で書いた文書はほとんど劣化しておらず、インクで記入した部分のみ穴が空いて、原因は紙質ではなくインクであることを示していた。そして比較的新しい19世紀の文書の状態が必ずしもましであるともいえない。むしろ保存されていた棚などの場所によって差が出ているのではないかと専門家等は推測している。一部の文書にはラミネーションが施され、現在もその作業が続けられているそうだが、これもアセトンの量によっては表面が白くなるなど、新たな劣化を招く危険があるという。こうした状況を案じた修復家・研究者たちの努力によって、日本政府も、修復により適したリーフキャストマシン一台を援助することになったと聞いたが、何キロ長にも及ぶ史料に対して、焼け石に水の感は免れない。しかも、適切な技術の指導がなければ、それさえ十分に使いこなすことは難しい。すでに RUSAK (破損) と書かれた包みに入っている文書は、請求されても閲覧に出すことはできないという。このまま放置すれば、その数は確実に増えていくのである。

Ⅲ 日本関係史料とその調査史

この文書群の中に日本関係の史料も存在することは、シェイスの目録にも既に見えている。その後、日本関係史料がどのように整理目録化されたのか、いくつかの調査記録をもとに確認してみよう。

(1) シェイスの目録

シェイスの目録の大まかな分類を同書の目次から示し、日本に関する記述がどこにあるかを示したのが表2-1である。直接日本という地名が出てくるのは次の4箇所である。

- a) IIの中の政庁発信文書のうち9の書簡のM*に、1684年7月12日付の日本宛秘密書簡、が記されている。(N*には、日本商館にも関係の深いトンキン宛の1685年6月30日秘密書簡がある。) これは出島商館文書の中には見ることができず、ARAにあるバタフィア発信文書

〈表 2-1〉 シェイスの目録 (1602-1816) の分類と日本関係文書の記載箇所

I. Stukken uit Patria

1 Brieven

2 Varia

II. Indische Stukken

Stukken, afkomstig van de Hooge Regering

1 Resolutiën

2 Notulen

3 Besoignes

4 Adviezen

5 Dagregister van het kasteel Batavia

6 Plakaten, advertenties, biljetten, enz.

7 Permanente orders

8 Statuten van Batavia

9 Brieven

:

M* naar Japan 1684.7.12 Geheim ← a)

N* naar Tongkin 1685.6.30 Geheim

:

10 Verzamelingen van contracten met inlandsche vorsten, enz.

Commissarissen-Generaal, Mr. S. C. Nederburgh, enz.

Gecombineerde stukken van de Hooge Commissie en de Hooge Regering

Engelsch Tusschen-bestuur

Commissarissen-Generaal, Mr. C. F. Elout, enz.

Stukken, afkomstig van collegiën enz.

Gewestelijke stukken

Mischellanea

⋮

⋮

Administratieve stukken

bevindingen op Negotie boeken

:

Japan 1764/5, 1771/2, 1774/5 ← b)

:

III. Buitenland

Magindanao

Philipijsche eilanden

Japan 1) ← c)

1)2)3)については表 2-2 参照

China

Siam

⋮

Kaap de Goede Hoop 2)

Appendix

Japan 3) ← d)

下線部分は日本関係文書が出てくるところ

控簿 (Batavia's Uitgaand Briefboek) にも同日付の書簡は確認できない。また、後述するよう
に現在の日本関係目録には出てこない。

- b) II の Miscellanea (各種文書) のうち Administratieve Stukke (管理/経営文書) の中に、
bevindingen op de Negotie Boeken van de onderstaande buiten-kantoren (以下の外地商館の
会計帳簿の総括) とする表があり、その中に日本については1764/5年、1771/2年、1774/
5年の所に印がついている。これがどのような文書を表わすのか現物を見ていないので不
明であるが、少なくとも現在の ANRI の日本関係目録にはこの年次の会計関連文書は記され
ていない。
- c) III の外地の文書の中に日本という項目が立っており、19件が記載されている。(表2-2)
- d) 外地の文書のうち喜望峰の項に1件、附録として1件の記載がある。(表2-2)

この c)、d) は数点を除いて現在の ANRI の日本関係目録にも掲載されている。(表2-2の
現用目録の該当番号参照)

(2) 1927年の調査

1927年、当時東京帝国大学教授で史料編纂掛事務嘱託の黒板勝美氏とともに史料編纂官補だっ
た岩生成一氏が、「支那仏領印度支那暹羅蘭領東印度地方」の調査⁽⁹⁾を行ない、ANRIを訪れて
いる。この調査については、両氏による報告文が刊行されており⁽¹⁰⁾、他に史料編纂所に「爪哇
バタヴィア官立文書館 (Land Archief) 所蔵日本関係文書目録」⁽¹¹⁾、が存在する。その時の文書
の状態については、「開館後日尚浅く、文書の整理中で、日本関係は漸く七十七部程整理を終っ
てゐたが、…」⁽¹²⁾とされており、「朱書番号は何れも日本 (Japan) を冠した仮番号である。」⁽¹³⁾
という記述がある。両氏の報告にある目録は、相互に若干の異同があるが、基本的には同じもの
である。ここでは、岩生「黒板先生の海外旅行」に記載された番号を採り、現用目録との対照表
に載せた(後掲表3の「黒板岩生目録」の項参照)。この時点までに、現在の ANRI の日本関係
目録に記載されている文書の大半が日本関係史料としてひとまとまりにされていたことがわかる。

(3) 1945年頃の状況

1942年から1945年までの日本によるインドネシア占領期間のころ、4年にわたってインドネシ
アに滞在した立教大学の別技篤彦氏は「ジャカルタの国立文書館所蔵の日蘭関係史料につい
て」⁽¹⁴⁾と題する報告を残して、当時のフェルファーヘン館長から得た1942年現在の数字として、IV
世界の他地域よりバタビヤに送られた書類、という範疇の中に長崎出島より(1740-1851)…95
ユニットと記述している。その内訳については、同館長提供のリストとして18世紀後半から1820
年代のものについて46点を挙げ、他にも何種類かの日本関係史料を見たことを記している。「こ
れは同博士の調査の都合でまずこの年代のものが作られたのであろうが、百万の書類から特にこ
れだけを抜き出した労力だけでも大抵のことではなく」という記述から、シェイスの目録の範囲
以降の史料についても分類抽出作業が続いていたことが推測される。別技氏のリストは、日蘭関
係の研究者ではない氏が日本語訳したものであり、原語を復元し照合することは完全には困難で
あるが、判明する限りを後掲表3の別技リストの項に記した。シェイスの目録に挙がりながら黒
板岩生目録にみえない数点(表2備考参照)が確認できる。

〈表2-2〉 1) 2) 3) の内訳

現用目録の 該当番号	シェイスの目録の記述	備 考
1) の内訳		
Bundel 1	G.W. van Imhoff, consideratiën over den handel der Nederlandsche maatschappij in Japan, Batavia, 16 Junij 1744.	
B. 3	Memorie voor den E. Jan Koopman wegens eenige huisselijke affaires, welke verrigt moeten worden, wanneer de ondergeteekende (<i>Onleesbaar</i>) met de Hoofsche geschenken naar het Jedosche hof zal zijn vertrokken. Nangasaki, 5 Februarij 1754.	
B.5/6	J.van der Waeijen, raad ord. van N. I., beschrijving van 's Compagnie's handel in Japan, zoo ten opzigte tot den vorigen, als tot den tegenwoordigen tijd. Batavia, 8 Dec. 1756.	
B. 8, 12, 13	Specificatie der Jedosche en Nangasakische geschenken, 1789, 1804, 1807.	
—	J. Titsingh, beschouwingen nopens het terugzenden uit Japan van 's Compagnie's schepen, zonder last te breken, bij aanhoudende onredelijke behandeling van den kant der Japanners, 1794(?).	別技リスト三十三
—	Dagregister, 1795(18 November)-1797(20 November).	
B.10	J. F. van Reede tot de Parkeler, rekest met bijlagen, ged. 28 Februarij 1795, houdende verzoek om ontheffing van eenige hem als Opperhoofd van den Japanschen handel opgelegde vergoedingen.	
—	Geheim brief naar Batavia, 1797(12 November).	別技リスト三十五
B7/11	W. Wardenaar, geheim verslag omtrent de aankomst en het verblijf ter reede Nangasaki van een tweemast brikje, genaamd "Emperor off Japan", onder Hollandsche vlag, onder commando van den Amerikaanschen kapitein, W. R. Stewart, 1800.	
B.14	Stukken betreffende het inhuren van het schip "Mount Vernon", kapt. John Davisson, voor eene reis naar Japan, 1807/8.	
B.20	Eischen van Zijne Keizerlijke Majesteit voor Ao. 1814.	
[B.17]	W. Wardenaar, memorie nopens zijne zending naar Japan in 1813. Batavia, 31 Julij 1814.	
B.21	H. Doeff, brief aan den Luitenant-Gouverneur-Generaal van het eiland Java en dies onderhoorigheden. Decima, 9 November 1814.	
B.19	J. Cock Blomhoff, verslag zijner commissie van Japan naar Batavia 1813. Batavia, 17 Augustus 1817.	
[B.15]	Idem, relaas wegens het voorgevallene sedert Ao. 1809 in het keizerrijk Japan, concernerende de Hollandsche factorij aldaar, 18 December 1814. (<i>Hierachter een paar stukken van 1815.</i>)	
[B.18]	Idem, dagregister zijner commissie van Japan naar Batavia, 1813/4.	
B.41	Dagregister van het Opperhoofd, J. W. de Sturler, 1825 (20 December) -1826(5 Augustus).	
B.75	H.Voorman, korte beschrijving van het Japansche vaarwater, z. d.	
[B.16]	Brief van ---? aan W. Wardenaar, betreffende den handel op Japan, z. j. (<i>Engelsch</i>)	
2) の内訳		
Tambahan M	H. van Bazel, consideratiën nopens vermindering van lasten op de kantoren kaap de Goede Hoop, Soeratte en Japan. Batavia, 10 Junij 1762.	
3) の内訳		
B6D	Journal, gehouden op het Compagnie's schip "Roosenburgh", gecommandeerd door den kapitein ter zee, M. Jurgens, op eene reis van Batavia naar Japan en terug, 1788/9.	

備考は現用目録になく別技リストにあるもののみ記入

(4) 1969年史料編纂所によるマイクロフィルム撮影

東京大学史料編纂所では、在外未刊行日本関係史料のマイクロフィルムによる蒐集事業を開始した時から、黒板・岩生両氏によって報告されたこの ANRI 所蔵文書を撮影するために交渉を続けてきた。その交渉の過程で、1958年に史料編纂所側から黒板・岩生作成のものをもとにした目録が ANRI に送付され、それに対して1967年 ANRI 側から、前掲表1の47に当たり、現在まで使われている日本関係文書の目録 (Naskah-naskah Diepang 本稿では (現用の) ANRI の日本関係 (史料) 目録と呼んでいる) が送られてきた。ようやく交渉がまとまり、1969年1月、当時の日本学士院事務長庄司三男氏、史料編纂所技官高沢実氏が、撮影機材とともに出張した。ジャカルタに着いたものの実際の撮影の許可がなかなか下りず、何の成果も上げずに帰ることは出来ないと大変な心労の日々を過ごされたという⁽¹⁵⁾。ようやく許可が下りて、前述の ANRI 側の目録の順に従って日本関係文書のうち可能なものすべてと、バタフィア一般決議録のうち日本関係記事の抜粋が10リール分撮影された⁽¹⁶⁾。既に日本関係文書の中にも状態の良くないものがあつた由である。実際、マイクロフィルムを見ると、インク焼けによる裏写りによってあるいはインクが飛んでしまって、判読が難しい部分が散見する。

ANRI の日本関係目録は、各束 (bundel) ごとの付属文書までほぼ一点一点の明細目録であり、束の配列は、ところどころ順序が変わったり、一つの束が二つに分けられ、あるいは二つの束が一つに統合されている例があるものの、基本的には1927年段階と同じ77束に加え、補遺 (tambahan) として、A から N までが加わっている。撮影当時の報告⁽¹⁷⁾によれば、この補遺は「散在文書中から日本関係13点を選んだもの」、とされる。

現在の ANRI にはここに述べてきた経緯を知る人はいないようであった。1999年 ANRI 訪問時、同館で用いられていたのは、1967年に既にできていた目録そのものであった。実際の文書は、その番号毎に、1969年撮影のマイクロフィルムに写し込まれているのと同じ紙にくるまれ、数束ずつボール紙の箱に納められていた。若干の入れ違いや混乱、そして見当たらない束が存在したが、基本的には目録作成後には「日本関係」という範疇は変更されていない、ということである。

現用の日本関係目録に記された文書 (以下本稿ではこれを ANRI の「日本関係史料」と呼ぶ) は、1882年にその一部が既にまとめられており、それに、おそらく他の部分からの選択抽出を重ねて現在の形になったものと思われる。一方その間に、別の範疇に移されたか失われたかした文書も存在することが窺える。現在「日本関係史料」に入っていない日本関係の文書が、まとまった量や内容のものは想定しにくいとしても、何らかの形でまだ存在する可能性は充分にあると言えよう。

IV 日本関係史料の年代分布と時代背景

ANRI 作成の日本関係史料目録をもとにマイクロフィルムに撮影された文書の一点毎の詳細目録は、既に『日本関係海外史料目録 XIV』に掲載されている。その束に付された番号ごとの概略を記し年代順に並べたのが表3である。内包される文書の年代は多様である場合も多いが、ここでは仮に作成年代あるいは複写、取りまとめが行なわれた年代と考えられる束番号ごとの年代をとり、年代別の分布を示したのが表4である。これを見ると、19世紀前半、殊に大多数が1820

年代を中心にその前後10年に集中していることがわかる。これらの文書とその残存状況の特質を考える前提としてまず、当該年代のオランダ本国とバタフィア、出島商館の状況と文書のあり方について概観しておこう。

(1) オランダ本国と東インド

オランダ東インド会社の時代には、日本商館からバタフィアの総督宛に、1 日記、2 商館決議録、3 受発信書翰控、4 会計記録、5 その他の参照すべき文書が毎年送られていた。バタフィアではそれらを読んで本国へ年次報告とともに回送した⁽¹⁸⁾。本国ではそれを東インドより到着の文書集 (Overgekomen Brieven uit Indië) として保管した。そこに含まれるのは日記、会計記録、総督及び評議会の決議録、バタフィア発信書翰集、そしてバタフィアが各地から受け取った書簡や報告のための諸書類とされる⁽¹⁹⁾。

オランダ本国では、1789年のフランス革命の余波を受けて1794年にはフランス革命軍がオランダに侵入し全土を制圧、1795年1月にはその影響下にバタフィア共和国が成立した。

18世紀を通じて衰退の途をたどり、多大な負債を抱えたオランダ東インド会社は、そうしたなか1799年末期限切れとなった特許を更新されることなく解散した。その負債を含めたすべての財産は国家が引き継ぐことになった。東インドを統括する本国の機関は、ナポレオン戦争の動乱の中で頻繁に変化した⁽²⁰⁾、総督と評議会を中心とするバタフィアの体制は大枠としては継続した⁽²¹⁾。

この時期、フランスの影響の下に国政文書のシステムは根本的に変化したとされるが、そうした中で、東インドに関わる文書の扱いもまた大きな変化を遂げた。1814年以降の植民省文書は、他の国政機関の文書同様、フルパール (verbaal) と呼ばれる案件ごとのファイルのようなものが必要な決定や処理を与えられて蓄積される形式に移行し、もはや、毎年各地からバタフィアを経て送られた文書が生のまま合綴される、という構造にはない⁽²²⁾。「VOC時代よりオランダ本国へ送られる文書は少なく、重要なもののみとなった。日常的な事柄はこれ以降バタフィアで取り扱われ、文書もそこに残った⁽²³⁾」とされる。書翰の登録簿やフルパールの内容の索引類⁽²⁴⁾に記録されているのは、管見の限りでは総督の書翰のレベルまでで、日本から送付された文書が残っているとすれば日本に関わるフルパールの中に付属文書として挿入されていることになる。1794年から1814年の間は、文書の名称やまとめ方が一定せず、このような文書構造への過渡期と考えられる⁽²⁵⁾。

(2) 日本側の状況

18世紀末から19世紀初めは、出島の商館にとっても非常に厳しい時期であった。出島の火災、商館長の急死、そして異国船の長崎来航が続いた。一方本国とバタフィアの混乱から1796年及び1808年から1816年まで、正規のオランダ船は全く現われず、1813年1814年には商館接収を企てるイギリス船が商館に危機をもたらした。

日本商館が毎年作成していた文書のうち、日記や受発信書翰控などは、会社の解散以降も、さらにはその年のうちにバタフィアへ送ることが出来なかった時期にも継続されているが、帳簿類の一部には1795年頃には終わってしまうものもある。日本関係文書の目録を作成したARAのルー

〈表3〉 ANRI の日本関係史料目録 収載文書の年代別束毎概略

Bundel	年代	内 容	シャイス目録	岩生黒板目録	別技リスト	グループ
B1	1744	日本貿易の考察 (イムホフ)	○	1A, B	二十九	①
B2	1754	江戸参府に付留守中のための覚書		2		
B3	1756	江戸参府に付留守中のための覚書	○	3	三十	
B5	1756	日本貿易の記述 (ワイエン)	○	5	三十一	①
B6	1756	日本貿易の記述 (ワイエン)	○	1C	三十一	①
B4	1762	日本ほかについての記述(ナイス)(ワイエンを引用)		4	一	①
T. M	1762	日本他についての考察 (バゼル)	○			①
T. L	1780-82	雑文書 (計算書、書簡など)				
B6D	1788-9	航海日誌 (ローゼンブルヘン号)	○			
B8	1789	参府経費計算書	○	8	三十二	
B9	1791	日本貿易継続についての考察		9		①
B10	1795	商館長としての貿易による弁済義務の免除嘆願	○	10	三十四	
B7	1800	諸書類(日記合)	○	7		
B11	1800	秘密日記 (ウルデナール)	○	7	三十六	
B12	1804	参府経費計算書	○	11	二、三十二	
B13	1807	参府経費計算書	○	12	三十二	
B14	1807-8	米備船マウントバーノン号一件書類	○	13	三十七	
B16	1813	ウルデナール英委員への任命書	○	15	四	②
B17	1813	英委員ウルデナールの報告	○	16	五、三十九	②
B18	1813-4	出島商館委員プロムホフの日記	○	17	四十三	②
B19B	1814	出島職員の任命書		18		②
B20	1814	1814年のための注文書	○	19	三十八	②
B21	1814	ドッフより総督宛書簡	○	20	四十	②
B15	1813-5	1809-13年の日本商館についての報告	○	14	六? 四十二?	②
B19	1813-5	出島商館委員プロムホフの報告書類	○	18	四十二?	②
B19A	1815	プロムホフの貿易植民長官への書簡		18		②
B22	1816	プロムホフの貿易植民長官への書簡		21		②
B75	1810年代?	日本航路についての簡略な記述 (フォールマン)	○	74	四十四	
T. N	1817-22	雑書類 (貿易再開に付訓令、英船の凶他)		22, 番外	七	
B24	1818	日本貿易に関する報告書 (Verslag)		23		③
B24A	1818	日本へ向かう船舶への訓令			九	
B24B	1818	日本貿易準備のための規則			十?	
B24D	1819	注文品に関する任務の報告			八?	
B24C	1819-25	日本貿易に関する規則の覚書				
B24DDD	1820	日本についての報告 (Verslag) 抜粋			十六	③
B24E	1820	1820年のための注文書			十四	
B24F	1820	1820年の注文についての覚書				
B24G	1820	1820年についての見積書			十二	
T. E	1820-23	日本貿易の資金 (注文書、計算書他)			十七	
B26	1821	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (財)		25		③
B30	1821	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (総督)		24, 26-29		③
B25A	1821	1821年のための注文書		30?	十五	
B25B	1822	商館日記				③
B31A	1822	報告書附録(総督)				③
B32A	1823	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (財務局長)		33		③
B32B	1823	商館日記				③
B34	1823	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (総督)			十九	③
B34AA	1823	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (財)				③
T. C	1823	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (財)写				③
T. D	1823-25	シーボルト関係書類				
B34A	1824	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (財)				③
B35	1824	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (総督)		34-35	二十	③
B37	1825	シーボルト関係書類		36		
B38&39	1825	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (総督)写		37-38	二十一	③
B39A	1825	商館日記				③
T. F	1825	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (財)写			二十二	③
B41	1826	商館日記	○	40		③
B41A	1826	商館日記写				③
B41AA	1826	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (総督)			二十五	③
B41AAA	1826	職員給与書上げ?			二十三	
B42	1826	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (総督)		39, 41AB		③

Bundel	年代	内 容	シャイス目録	岩生黒板目録	別技リスト	グループ
B43	1826	江戸参府に付留守中のための覚書		42		
B44	1826	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (財)		43		③
B45	1827	商館日記		44		③
B45A	1827	1827年のための見積書			二十四	
B46	1827	航海日誌(ロッテルダム号)		45		
B47	1827	調査報告書		46		
B48	1827	シーボルトの総督宛書簡		47		
B49	1827	シーボルトの見積関係書類		48		
B50	1827	航海日誌 (ハンデルマートゥスハッペイ号)		49		
B51	1827	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (総督)		50	二十七	③
B51A	1827	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (総督)		50	二十七	③
B52	1827	シーボルトの総督宛書簡		51		
B53	1827	『日本貿易概論』稿 (メイラン)		75	二十六	①
B54	1827-29	商館日記		53	二十八	
B55	1828	コルネリスハウトマン号に関する報告		54		
B56	1828	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (財)		55		③
B57	1829	商館日記		56		③
B58	1829	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (総督)		57		③
B59	1829	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (総督)		58		③
B60	1829	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (総督)		59		③
B61	1830	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (総督)		60		③
B62	1830	参府日記		61		③
B63	1830	参府日記		62		③
B63A	1830	1830年のための注文書				
B63AA	1830	1830年の積荷についての所見				
B64	1831	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (財)		63		③
B64A	1831	報告書 (Verslag) (財) 附録		63		③
B65	1831	商館日記抜粋		64		③
T. G	1831	総督宛書簡				
T. H	1831	日本貿易に関する報告書 (Verslag) (総督)				③
T. A	1831etc	雑書類(書類目録、辞書稿断片)				
B65A	1832	出島発信書簡控				
B66	1832	1832年のための商品の覚書		65		
B67A	1833	コンプラ仲間願書				
T. I	1833	書簡及び諸書類				
B66A	1833-34	船舶書類及び1834年のための注文書				
B67	1835	日本貿易に関する報告書 (Verslag)		66		③
B67AA	1836	総督並びに評議会決議抜粋、同附録				
T. J	1837	報告書 (Verslag) 附録				③
B67AAA	1838	1838年のための注文書				
B68	1839	覚書??		67		
B69	1840	日本貿易に関する報告書 (Verslag)		68		③
B70	1841	ウィレム二世即位伝達書簡案		69		
B70A	1846	日本貿易に関する報告書 (Verslag)				③
T. K	1846	報告書 (Verslag) 附録				③
B70B	1851	1851年のための注文書				
B71	1852	出島よりバタフィアへ移送する文書の目録		70		
B71A	1860	出島総領事決議抜粋				
B72	1860	出島総領事月次報告		72		
B73&74	1868	書簡写		71,73		
B77	ca1862	『オランダ日本開国論』稿 (シャイス)		76		①
T. B	?	生地見本類				
B23		(欠番)				
B27		(欠番)				
B28		(欠番)				
B29		(欠番)				
B33		(欠番)				
B36		(欠番)				
B40		(欠番)				
B76		(欠番)				

T. は Tambahan (補遺) 黒板岩生目録 (1-76) 不明分: 6 (欠番)、31、32、52

別技リスト(一〜四十六)不明分: 三、十一、十三、十八、三十三、三十五、四十一、四十五、四十六

〈表4〉日本関係史料の年代分布

年代	点数
1740年代	1
1750年代	5
1760年代	1
1770年代	0
1780年代	3
1790年代	2
1800年代	5
1810年代	16
1820年代	50
1830年代	21
1840年代	4
1850年代	2
1860年代	3
不明	3

シンク氏は、目録の前書で、その原因を、「文書が失われたというよりは、商館員の不注意や乱雑な帳簿記帳、さらには1798年の商館長ヘンミーの客死と臨時にその後任になった荷倉役ラスの不適任」⁽²⁶⁾に帰している。同氏によれば、1800年の商館長ウィレム・ワルデナールの着任により、「いくつかの新しい形の会計帳簿や報告書が導入され、他のものは整備され、合併されあるいは修正されて継続した。」⁽²⁷⁾という。一方、毎年作成されバタフィアへ送られる文書類の構造という点では、1817年のオランダ船来航再開以後、総督宛⁽²⁸⁾とバタフィアの財務局長 (Hoofd Directie van Financien) 宛の二種類の報告書 (verslag) が作成されるようになる。これは、15年にわたって商館長を務めたヘンドリック・ドゥフに代わって、ヤン・コック・ブロムホフが就任する際与えられた、訓令に関わるものと考えられる⁽²⁹⁾。1830年代以降には、さらに文書のあり方に変化が見られるが、ここでは、1832年以降報告書 (verslag) が殖民局などと訳される部署 ('sLands Producten en Civiele Magazijnen te Batavia) の長宛に一本化されるらしいことを指摘するに留めておく。

V 日本関係史料の内訳

再び表3に戻って、ANRI所蔵の日本関係文書を年代と種類から区分すると、以下の特徴的な三つのグループを抽出することが出来よう。

(1) 日本貿易についての意見書

18世紀後半の日本商館の業務に関わる年次記録の類は、ANRIの日本関係文書の目録の中には数点が断片的に残っているに過ぎないが、その時期に作成された会社の日本貿易に関するいくつかの意見書や考察が存在していることが注目を引く。

オランダ東インド会社の経営は、18世紀には次第に悪化し、また日本貿易についても、少なくとも会社勘定の貿易においては、17世紀前半のような高い利益を上げることができなくなった。そうした状況を分析し、対策を考えようとする意見書が何度か提出された。1743年から50年まで

総督であったファン・イムホフの「日本貿易についての考察」*Consideratiën over den Handel der Nederlandsche Maatschappij in Japan* は、1744年に評議会に提出されたもので、1853年にオランダ領東インドに関する雑誌に掲載された⁽³⁰⁾。ANRI所蔵の稿本には、活字化の際には収録されなかった目次と64点の付属文書が含まれている。また、1740-41年、1742-43年、1744-45年の三次にわたって日本商館長を務めたファン・デル・ワイエンの「日本貿易についての記述」*Beschrijving van 's Compagnie's Handel in Japan* は、1756年に記載提出され、それに基づいて東インド評議会において議論が行なわれたことがわかる。また、さらに1791年にも筆者未詳の日本貿易の継続についての考察が作成されている。1827年商館長メイランが執筆した『日本に於ける欧州人の貿易の歴史的概説』*Geschiedkundig Overzicht van den Handel der Europezen op Japan, 1833.*⁽³¹⁾の稿本も、刊行時には収録されなかった付属文書とともに残っている。この本の本文には、前述のイムホフ、ワイエンの記述が引用されている。初代商館長としてこの文書群の整理に深く関わり、史料集刊行も手がけたシェイスの著書『オランダ日本開国論』*Neêrlands Streven tot Openstelling van Japan voor den Wereldhandel.* についても、その稿本が残っている⁽³²⁾。これらの日本貿易に関わる意見書の類は、シェイスの頃から一括されていたと考えられる。

(2) 1813、1814年のイギリスによる出島接收計画への対応に関わる文書

1810年オランダ本国はフランスに併合され、東インドでは翌年イギリスがバタフィアを占領した。イギリスの代理総督ラッフルズは、1813年、元商館長の W. ワルデナールを委員として出島接收のためにイギリス船で長崎に派遣する。商館長ヘンドリック・ドゥッフはそれを拒否し、出島をオランダ側に確保する協議のため、荷倉役ヤン・コック・ブロムホフをバタフィアへ派遣した。彼はラッフルズの出島接收への協力を拒否し、拘束されイギリスへ送られるが、折しもナポレオンの失脚によりオランダは独立を回復し、イギリスが占領した植民地も返却されることになった。ブロムホフも解放されて帰国し、バタフィアや日本の状況を本国に伝え、1817年には新商館長として長崎に再来する。ヨーロッパの情報がバタフィアに伝わる以前に、1814年には再度、イギリス船が日本に送られたが、前年同様出島を接收することは出来なかった⁽³³⁾。これらは、その間の事情の一端を伝える文書である。イギリス側の全権となったワルデナールの報告書、ブロムホフが本国から持ち帰ったバタフィア宛の書翰など、出島商館文書には残り得ないものも含まれている。これらは多くがシェイスの段階から目録に記されていたものであり、当初から政庁文書の中である程度まとまって保存されていた可能性もある。

(3) 1820年代頃の日記と報告

表に見るように、1820年代は、最も多くの文書がまとまっている時期である。その中でも、1822年から31年までにのみ商館日記が残っていること、前述の報告書 (verslag) が1820年から1831年まで連年にわたって残っていることは注目される。表5は、日記と報告書⁽³⁴⁾に限って、ANRI所蔵文書の残存時期と、同年代の出島商館文書の対応を示したものである。提出文書と控であるから、当然のことながら対応するものが重複して存在することになる。

この時期、本国の植民省の文書の中で、日本から送られた文書が独立して存在するのは目録によれば僅か数点である⁽³⁵⁾。その中に、1824年の商館日記と報告書が見られる。1824年の日記は

〈表5〉 1820年代前後の商館日記と報告書 (Verslag) の残存状況

年	日 記		報告書 (Verslag)				
	出島商館文書	ANRI 所蔵文書	出島商館文書			ANRI 所蔵文書	
			総督宛	財務局長宛	両方宛	総督宛	財務局長宛
1817	230		691	691			
1818	231		692			B24	
1819	232		693				
1820	233		694	694			B24DDD
1821	234				695	B30	B26
1822	235	B25B			696	B31A	
1823	236	B32B	697	697		B34, B34AA	B32A, T. C
1824	237				698	B35	B34A
1825	238	B39A	699	699		B37, B39	T. F
1826	239-241	B41, B43-2	700	700		B41AA, B42	B44
1827	242				701	B51, B51A	
1828	243	B54	702	702			B56
1829	243-244	B57	703	703		B58, B59, B60	
1830	245	B62, B63(抜粋)	704	704		B61	
1831	246-247	B65 (抜粋)	705	705		B64A, T. H	B64
1832	248				706		
1833	249				707		
1834	×				708	以下、殖民局長宛	
1835	×				709	B67	
1836	×				710		
1837	×				711	T. J	
1838	×				712		
1839	×				713		
1840	×				714	B69	
1841	×				715		
1842	×				716		
1843	1613						

出島商館文書はNFJ番号 ANRI 所蔵文書はBundel番号 (B) と Tambahan 番号 (T)

ANRI の日本関係史料の中には存在しないが、この年の報告書は、出島商館、バタフィア政庁、本国植民省の3ヵ所のものが揃う。1年分だけの事例であり、この年が特別であるのか、本来3ヵ所に保存されていたのか確定することはできない。また、この3つの報告書が、全く同じものの

写ではないことも、指摘しておかなければならない。a) 出島商館文書の報告書 *Verslag 1824, aan den Gouverneur Generaal en aan den Directeur Generaal van Financien* は、表題の通り2つの提出先への報告を複合した控のための文書である。b) 本国の植民省文書の中にあるもの *Japan Ao. 1824 Verslag aan het Gouvernement Generaal* は、総督宛のもので、目次、52箇条の本文の後に商館長の署名があり、AからSまでの付属文書がついている。c) ANRI所蔵のものは、2つの提出先宛のものがそれぞれ残っている。b) に対応する一冊 *Verslag over den Japan-schen Handel aan het Gouvernement* は、目次の後各頁の右半分に1から53箇条(最後の箇条は箇条なしで書かれていた部分に後筆で§53と書き加えたもの)が書かれ、1824年12月7日付で末尾に商館長署名がある。左半分には1825年4月6日付で各条にバタフィアでコメントが加えられている。付属文書はAからMまではb)と同じであるが、その後は失われたのか存在せず、別の文書が1点付いている。この年の例からだけ仮に推測するとすれば、日本では形式にはこだわらずに他の報告書も合併して控を作った上報告書をバタフィアへ送り、バタフィアでは、それ(日本から送られた複数の本書の一冊あるいはバタフィアで作成した写)にコメントを書き加えたものを保存し、本書一冊は本国へ転送した、という筋道が考えられるかもしれない。

1832年以降のANRI所蔵日本関係史料の中には、報告書(*verslag*)は数点しか見られない。それは、前述のように提出先が変更になることと関わるのかもしれない。あるいは、別技氏の報告によればフェルーフエン館長の抽出作業は1820年代までのものについて行なわれていたようであり、作業がその先に至らなかったことも考えられる。

一方商館日記は、1882年のシェイスの目録には、現用の目録にない1795年11月18日から1797年11月20日のものと、B41の1825年12月20日から1826年8月5日までのものしか見られない。他のものはその後1927年までの間にどこか別の所にあつたものが「日本関係史料」という範疇に入れられたのであろう。他の時期の日記が、バタフィアに保管されていたのかどうかは不明である。出島商館文書の中でも1834年から1842年までの日記は欠落しており、今のところANRI所蔵文書の中にもARAにある本国の植民省文書の中にも発見することができない。

この時期の文書についてもう一つ付け加えておかなければならないのは、シーボルトに関わる文書が何点か残っていることである。出島商館文書には見られないものもあり、シーボルトの活動と日本商館、そしてバタフィアとの関わりを知る上で重要である⁽³⁶⁾。

(4) その他の文書

以上、3つの特徴的なグループについて述べてきたが、そのほかに様々な種類の文書が1点あるいは数点ずつ含まれている。比較的点数の多いものとしては、注文書 *Eisch*、参府に関わる経費計算書や留守中のための覚書等の類、日本来航船の航海日誌などがある。(1)から(3)がそれぞれ付属文書を多く含むことから、中にはそれらの関連文書の一部が分かれたものもあると考えられるが、その復元には文書1点1点についての詳細な検討が必要である。

おわりに インドネシア所蔵文書の位置

以上、I、IIにおいてANRIの歴史とその所蔵文書の現状について述べ、IIIにおいては現行の「日本関係史料」の形成の経緯を、IV、Vにおいてはそこに含まれる文書の年代と種類を検討し

た。結論として、ANRI 所蔵の「日本関係史料」は、主に日本商館で作成されバタフィアへ送付されたものに、バタフィア政庁に提出された日本についての記述が加わったものと考えられる⁽³⁷⁾。Vで若干触れたように、これらは何点かの出島商館文書に存在しないものを含む、文書自体の内容からも興味深いものである。それとともに、この「日本関係史料」の性格は、そこに含まれているものだけを見たのでは理解しにくく、ANRI 所蔵文書の中での位置づけ、ANRI 所蔵文書と ARA 所蔵文書の関係、という2つの点で、様々な検討課題を示すものであった。以下にそれを整理してみよう。

まず ANRI 所蔵文書の中では、①これらの文書は「日本関係史料」として一括される前には、それぞれどこに入っていたのか。②すなわち日本から送付された文書はバタフィアにはどれだけのよう保管されたのか。あるいは本国へ転送されたのか。その際控は作られたのか。③バタフィアにおける文書の送付と保管のしくみは、VOC 時代とそれ以降でどのように変化したのか。④バタフィアに保管された日本からの送付文書(あるいはその控)は、現存する「日本関係史料」以外は、既に塵と化してしまったのか、あるいは ANRI の文書群のどこかにまだ眠っているのか。

これらの点はまた、ANRI 所蔵文書と ARA 所蔵文書との関係とも不可分である。双方がともに膨大な文書群であるため、何がどちらにあり、あるいはないのかを一々照合することは不可能に近い。今のところ語られているのは、大まかな特徴と、日記、決議録など特定の種類の文書の比較のみである。しかし、今何がどちらに残っているか、ということと同様に重要なのは、本来何がどこまで送付され保管される仕組みであったか、という構造の解明であろう。

ARA 所蔵の出島商館文書は、少なからぬ量と商館の業務に即した体系的な残り方によって、近世の日蘭関係研究の基本史料となっている。商館からバタフィアへ送られた文書も、多くはその控が残っており、内容はわかる。それでも、送られた文書が、受け取り保管する先でどのように扱われ、最終的位置づけを与えられるのかは、出島商館文書の欠を補うためばかりでなく、文書による情報伝達の構造を考え、日本関係史料をオランダの東インドという枠組みの中で読み解いて行くためにも常に念頭に置くべきことである。出島商館文書の中だけで自己充足するのは、文書本来のあり方ではない。「日本関係文書」をはじめ ANRI 所蔵のオランダ時代の史料群は、出島商館文書を相対化する重要な材料なのである。

前述のように、ANRI 所蔵文書は、膨大でありかつ非常に憂慮すべき状態にある。現在、オランダのライデン大学と国立中央文書館(ARA)を中心に、オランダ及びアジア(インド・インドネシア・スリランカなど)、南アフリカの国々にある VOC 関係の文書を共通の遺産として保存し、またその研究者を育てていこうとする TANAP(Towards a New Age of Partnership)という国際協力のプロジェクトが開始されようとしている。また、修復家等の熱心な働きかけによって、日本政府も ANRI の文書の修復のために幾ばくかの援助を行なおうとしている。時間、資金、経済不振や政情不安、そして国際協力の抱える様々な問題、と環境は非常に厳しいが、何とか文書の修復保存が進展することを祈らずにはいられない。

上に掲げた ANRI 所蔵史料と ARA 所蔵史料の関係といった大きな課題も、多くの研究者やアーキビストが協力し、情報を交換し合っていくことによって、少しずつ見えてくるのではないだろうか。

〔註〕

- (1) 日本商館文書は1852年、1860年、1909年の3回に分けて日本から搬出され、現在は日本商館文書 (Nederlandse Factory Japan、以下NFJ) という独立した範疇として管理されている。その間の事情については金井圓「ドンクル＝キュルシウスのもうひとつの貢献」(『日本歴史』189、1963.11)、M. P. H. Roessingh *Het Archief van de Nederlandse Factorij in Japan (1609-1860)* ('s-Gravenhage 1964)、さらに詳細な一点毎の目録としては東京大学史料編纂所編『日本関係海外史料目録』I-V (オランダ) (1963-66)がある。以下本稿では、この文書群を、インドネシアやオランダ本国の日本関係文書と明確に区別するため、「出島に保管されていた」という意味で「出島商館文書」と呼ぶ。
- (2) オランダ本国へ送付された文書は、オランダ東インド会社 (VOC) 文書という大きな範疇の中の各分類の中に存在している。日本関係の文書については一部がマイクロフィルム化され史料編纂所に所蔵されている。(前掲『目録』IV参照)
- (3) 同館訪問については拙稿「インドネシア国立公文書館所蔵オランダ時代史料の現状について」(『日蘭学会通信』89号1999年12月)に簡単な報告を載せた。本稿は、その前提となった1999年9月16日の史料編纂所における第241回研究発表会での報告内容に、2000年8月末のARAにおける調査で得た知見を加えたものである。ANRIでの調査に際してはジャカルタの国際交流基金日本文化センター次席駐在員鈴木勉氏の全面的協力を受けた。記して謝意を表したい。
- (4) この新館完成時のANRIの状況については、*Itinerario* vol. 3 (pub. the Centre for the History of European Expansion of Leiden University 1979) に L. Blussé “The Arsip Nasional of Jakarta” を初めとする様々な角度からの紹介がある。また、文書館の歴史と近年の状況については、倉沢愛子「インドネシアの国立文書館」(『文明のクロスロード Museum Kyushu』第13巻第4号 (1995.6) pp.41-47)がある。
- (5) Chijs, J. A. van der *Inventaris van Lands Archief te Batavia 1602-1816* (1882)
- (6) 註(5)前掲書 Inhoud IV-VII.
- (7) Algemeen Rijksarchief, Eerste Afdeling *De archieven van de Verenigde Oostindische Compagnie 1602-1795* (1992). History and Manual, Chapter 4. B. J. Slot, “Other Archiefs of VOC Institutions and Officials” pp. 70-73
- (8) Arsip Nasional RI *Guide to the Sources of Asian History, vol. 4: Indonesia* (1989) Part I Introductory Note XVI-XVII, Part II Introductory Note V.
- (9) 「昭和二年支那仏領印度支那暹羅蘭領東印度地方史料蒐集復命書」(同附図) (1927) (史料編纂所蔵)
- (10) 岩生成一「バタビヤ地方文書館と所蔵日本文書」(『国民の歴史』2-2, 1948) 同「黒板先生の海外旅行」(『古文化の保存と研究』1953)、黒板勝美「南洋に於ける日本関係史料調査報告」(『黒板先生遺文』1974)
- (11) *Catalogs van de Documenten betreffende Japan berusten de in 's Lands Archief te Batavia, Java*. Bewerkt door S. Iwao. n. d. (7071-2)
- (12) 岩生註(10)前掲「黒板先生の海外旅行」
- (13) 黒板註(10)前掲論文

- (14) 『史苑』17-2 (1957)
- (15) 庄司三男氏談。
- (16) この間の事情については『東京大学史料編纂所報4』(1969) pp.124-127、撮影された史料については、『日本関係海外史料目録XIV』(1969) pp.37-76参照。
- (17) 前掲『所報4』p.94
- (18) M. E. van Opstall “A Basis for Modern Rangaku”. *Modern Relations between Japan and the Netherlands*. (The Hague 1981). この回送時に写しが作られバタフィアに保管されたのかどうかについては確証がない。しかし、実際に具体的な指示などを与える際に日記や書簡の写しなど前例になるものが全く手元にないことは考えにくい。それがどのくらい、どのような形で残されることになっていたのか、そして現存するのかについては今後の課題である。
- (19) 註(7) 前掲書 Chapter 3, “Notes on the Use of the VOC Archives” (B. J. Slot, M. C. J. C. van Hoof, and F. Lequin) p. 52
- (20) Opstall 註(18) 前掲論文 p. 12. すなわち、Comité tot de zaken van de oost-indische handel en bezittingen (1796-1800), Raad der Aziatische bezittingen en etablissementen (1800-1806), Ministerie van koophandel en koloniën (1806-1808), Ministerie van marine en koloniën (1808-1810), Hollandse divisie bij het ministerie van marine en koloniën te Parijs (1819-1814) (ARA 目録2.01.27 Voorlopige Inventaris van de Archieven betreffende de oostindische Bezittingen en De Kaap 1796-1813 [typescript] による) 1814年以降はいわゆる植民省 Ministerie van Koloniën として文書は継続しているが、組織としてはなお数度の名称変更を繰り返している。(ARA 目録2.10.01 Inventaris van het archief van het Ministerie van Koloniën 1814-1849 [typescript] による)
- (21) エイクマン/スターベル著 村上直次郎/原徹郎訳『蘭領印度史』1942 pp.137-139.
- (22) 植民省文書については、ARA のインフォメーション担当のコルトラング (Kortlang) 氏、ライデン大学研究員小暮実徳氏のご教示を受けた。また、Verbaal の構造と検索についてはARA のリーフレット *Infoblad* の 34 “Zoeken naar Koninklijke Besluiten” (2000) に解説がある。
- (23) Opstall 註(18) 前掲論文 p.13
- (24) Verbaal は決定あるいは起草の日付によって配列され番号を付与されており、Klapper、Index などの検索手段によってある事項についての Verbaal を探すことになる。前掲註(22)、*Infoblad* 34.
- (25) 例えば、東インド貿易植民地委員会 Comite tot de zaken van de oost-indische handel en bezittingen の文書(目録2.01.27.01)の中には、背表紙に“Japan”と書かれた2冊の簿冊があり、それぞれに1793年と1794年から1797年の日本関係文書が綴じ込まれている。この時期は他の地名についても類似のものが存在するが、それ以後の時期には見られない。東インドからの文書の構造変化についてのさらなる検討は後日を期したい。
- (26) Roessingh 註(1) 前掲目録 Introduction p. XX
- (27) 前掲註(26)
- (28) 1819年までは全権委員 Commissarissen-Generaal 宛
- (29) Instructie den handel met Japan bepalende voor dit jaar 1817 en tot daar en nader zijn verzien, geteekend door de Secretaris Generaal R. Dozie. (Ingekomen Brieven en Bijlagen 1817. ARA KA 11790; NFJ 438) 同訓令は日蘭学会編『長崎オランダ商館日記』七 序説に訳出されている。その中

に、日記、参府日記、注文書、等とともに、2つの報告書 *Verslag* への言及がある。ただし、この訓令の指示通りに文書が作成送付されたのかどうかの確認は今後の課題である。

- (30) “Het oordeel van den Gouverneur-Generaal G. W. Baron van Imhoff over den handel met Japan, in 1744”. uitgegeven door W. R. van Hoëvell. *Tijdschrift voor Nederlandsch Indië 15e Jaargang vijfde aflevering* (1853).
- (31) 沼田次郎「蘭国商館長メイランとその著作」(『日本歴史』51, 1952)
- (32) この稿本とその刊行に至る過程については小暮実徳「ファン・デル・シェイスの『オランダ日本開国論』の成立事情—未公開目次を含む—」(『洋学』8, 1999)
- (33) この事件については、斎藤阿具『ゾーフと日本』(1923)、信夫清三郎『ラッフルズ伝』(平凡社東洋文庫123、1968)、W. A. Veenhoven *Strijd om Deshima* (1950) がある。
- (34) *verslag* は一般名詞で、前述のような総督や財務長官宛の年次報告以外の報告類を指すことも多いが、ここでは限定的に前述の二者宛の年次報告のみを扱う。1817年以降に限って言えば、出島商館文書の中で *Verslag* と呼ばれるのはほとんどがこの年次報告である。
- (35) ARA 目録2. 10. 01 *Inventaris van het archief van het Ministerie van Kolonien 1814-1849* の II-g-2 出島商館 (*Handelsfactorij op Decima*) の項に3213-3218の6点がある。そのうち1824年の日記は3215、報告書は3216。
- (36) このことは岩生註(12)前掲論文にも指摘されている。それらの一部については、栗原福也氏の史料紹介「出島からバタヴィアへ—フォン・シーボルトの日本調査報告書一八二三、二四年一」(『東京大学史料編纂所研究紀要』10, 2000) がある。
- (37) 前掲注(3)の拙稿では「日本商館文書の一部と推測されるが、他のかたまりから整理の過程で移動したものもあるかに見えた。」というあいまいな表現をとったが、本稿のように訂正する。